

再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備等）に係る 固定資産税の課税標準の特例について

令和2年4月1日から令和11年3月31日までに取得した、各再生可能エネルギー発電設備の特例率は、次のとおりです。

令和8年4月1日～令和11年3月31日取得分について

適用対象となる再生可能エネルギー発電設備	特例率 (課税標準額に乗じる割合)
ペロブスカイト太陽電池、水力(5,000kw未満)、地熱(1,000kw以上)、バイオマス(10,000kw未満)	2分の1
洋上風力(再エネ海域利用法)	5分の3
洋上風力(港湾法)、陸上風力(温対法、農山漁村再エネ法)、地熱(1,000kw未満)	3分の2
水力(5,000kw以上)	4分の3

令和6年4月1日～令和8年3月31日取得分について

適用対象となる再生可能エネルギー発電設備	特例率 (課税標準額に乗じる割合)
太陽光(1,000kw未満*)、風力(20kw以上)、地熱(1,000kw未満)、バイオマス(10,000kw以上20,000kw未満)	3分の2 (一部2分の1)
木竹等に由来するバイオマス(10,000kw以上20,000kw未満)	7分の6
太陽光(1,000kw以上*)、風力(20kw未満)、水力(5,000kw以上)	4分の3
水力(5,000kw未満)、地熱(1,000kw以上)、バイオマス(10,000kw未満)	2分の1

令和2年4月1日～令和6年3月31日取得分について

適用対象となる再生可能エネルギー発電設備	特例率 (課税標準額に乗じる割合)
太陽光(1,000kw未満*)、風力(20kw以上)、地熱(1,000kw未満)、バイオマス(10,000kw以上20,000kw未満)	3分の2 (一部2分の1)
太陽光(1,000kw以上*)、風力(20kw未満)、水力(5,000kw以上)	4分の3
水力(5,000kw未満)、地熱(1,000kw以上)、バイオマス(10,000kw未満)	2分の1

令和2年3月31日までに取得した再生可能エネルギー発電設備の特例率については、下記担当課までお問い合わせください。

*「仙台市民間防災拠点施設再生可能エネルギー導入補助金」を受けて取得した太陽光発電設備については、特例率が異なります。

担当課

仙台市財政局資産課税課償却資産係 022-214-8619